

## 令和5年度千葉県歯科医学会学術大会 歯科向けエイズ研修会 抄録

歯科医療では血液や唾液に触れ、鋭利な器具を取り扱う機会も多いため、針刺し事故や切創などの危険性が常にある。そのため私たち歯科医療者は、正しく感染予防対策の知識を身につけ、感染予防対策を実施していくことが重要である。

現在、多くのHIV陽性者が定期的な通院（約3か月に1度）と抗HIV療法により非感染者と同等の日常生活を送ることができている。このため、HIV陽性者に対する医療体制についても、拠点病院のみでの治療ではなく、歯科を含めた地域診療所での診療が求められている。

2018年1月に全面改正されたエイズ予防指針（厚生労働省告示）でも、「地域での包括的な医療体制整備の一環として、拠点病院と連携しながらHIVと共に生きる人々に対し標準予防策を講じつつ滞りなく歯科診療を提供することが重要」とある。

HIV陽性者の求める“かかりつけの歯科での治療”と歯科医療者が適切な感染管理のもと双方にとって安心安全な診療ができるよう、本研修会では、千葉県エイズ協力歯科医療機関紹介制度についてお話ししたい。

また、HIVに限らず、人類は様々な感染症に遭遇し、パンデミックにより人類の歴史は変えられてきた。

2020年に入り、新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)が世界中で猛威を奮い、世界保健機関(WHO)がパンデミックを表明し、その後、変異ウイルスが出現し感染の急速拡大が起こった。

2023年5月5日にWHOは新型コロナウイルス感染症に関する「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC)の宣言を終了すると発表した。ただし、新型ウイルスは依然として大きな脅威だと警告した。

我が国では、新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけ変更により、2023年5月8日より5類に変更された。

今後も各々が感染症に対処していくことになる。新型コロナウイルスの変異ウイルスは従来型のウイルスと比較して、唾液中に多く排出されることや、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されているため、歯科診療時には標準予防策(スタンダードプリコーション)の徹底が求められている。

重要なのは、これまでの感染予防策をより一層確実に行うことである。本研修会において、感染対策の基本から新興感染症対策までを振り返りたい。